

伯耆町スポーツ推進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、本町のスポーツ活動の一層の推進に寄与することを目的として、町内スポーツ選手の育成及び強化に関する事業や活動に対し、補助金を予算の範囲内で交付することに関して、伯耆町補助金等交付規則(平成17年伯耆町規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内で組織し町長が認めた公共的スポーツ団体
- (2) 町内に住所を有する個人又は(1)以外のスポーツ団体に所属し町内に住所を有する者
- (3) 伯耆町公民館同好会に所属するスポーツ団体及びその他町長が特に必要と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表第1の「補助対象事業」欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費・補助額)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び算定基準並びに補助額については、それぞれ別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、前項により算定した補助対象経費から当該金額を差し引いた金額をもって補助対象経費とする。

- (1) 主催者等が、大会等の出場・参加に要する経費を負担又は支給するとき
- (2) その他町長が減額することが適当と認めた収入等があるとき

3 第1項及び前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請する補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書を町長に提出するものとする。

2 別表第1の(1)から(3)の事業の交付申請については、交付申請書とは別に次の書類も提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書 (様式第1、2号又は任意の様式)
- (2) 開催要項等
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 別表第1の(4)の事業の交付申請については、交付申請書とは別に次の書類も提出しなければならない。

- (1) 出場・参加する大会の要項
- (2) 参加者氏名又は団体名簿

(3) 出場又は参加申込書の写し又は大会等の出場資格証

(4) 予選大会の要項及びその結果を証明する書類

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第6条 補助金は、第8条による補助金額の確定を行った後で交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず町長が特に認める場合は、規則第23条の規定により、補助金を概算払で交付することができる。

(事業完了報告)

第7条 申請者は、補助対象事業が終了した日から30日以内に完了届を提出しなければならない。

2 別表第1の(1)から(3)の事業については、完了届とは別に次の書類も提出しなければならない。

(1) 事業報告書及び収支決算書 (様式第3、4号又は任意の様式)

(2) その他町長が必要と認める書類

3 別表第1の(4)の事業については、完了届とは別に次の書類も提出しなければならない。

(1) 事業報告書 (様式第5号)

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第8条 町長は、前条に定める報告があったときは、報告書等の書類を審査のうえ、補助金額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(交付の停止又は返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受ける又は受けた個人又は団体が次の各号に該当すると認める場合は補助金の交付の停止又は補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

(1) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付を受けようとするとき又は受けたとき。

(2) この訓令に違反する事実があったとき。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日教委訓令第2号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の伯耆町スポーツ推進支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施した補助事業については、なお従前の例による。

附 則(令和8年3月31日教委訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の伯耆町スポーツ推進支援事業補助金交付要綱の規定は、この訓令の施行日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施した補助事業については、なお従前の例による。

別表第 1 (第3条関係)

補助対象事業	
事業名	事業内容
(1) スポーツ選手強化事業	第 2 条第 1 号に定める団体が行う事業で、選手の資質・技能向上を目的に、トップアスリート等を講師とする練習会や研修会等の開催に要する経費の一部を補助する。
(2) スポーツ技術交流事業	第 2 条第 1 号に定める団体が行う事業で、選手の競技力向上を目的に、他県等から優秀なチームや選手等を招待し練習や試合などの開催に要する経費の一部を補助する。
(3) スポーツ指導者研修事業	第 2 条第 1 号に定める団体が行う事業で、指導者の資質・技能向上を図ることを目的に、著名な指導者・講師等による指導者研修会等の開催経費の一部を補助する。
(4) 全国大会等選手派遣支援事業	補助対象者が、公共団体又は公共的かつ全国的規模の組織を有する各種競技団体が主催（中学・高校の体育連盟が主催する大会は除く）する中国地区大会以上のスポーツ大会に出場するための経費の一部を補助する。 ただし、補助対象者は、順次地区予選を経た結果又は上記主催団体の推薦にて出場した団体又は個人及び町長が特に必要と認めた者とする。

別表第 2 (第 4 条関係)

別表 1 の 補助事業	補助対象経費及び算定基準	補助額										
(1) スポーツ選手 強化事業	・ 謝礼 ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 保険料 ・ 使用料及び賃借料 ・ その他町長が必要と認める経費	10 分の 7 ただし、同一団体への補助金交付は、各補助事業につき年度内 1 回とする。										
(2) スポーツ技術 交流事業												
(3) スポーツ指導 者研修事業												
(4) 全国大会等選手派遣支援事業	次の①から④で算出した額の合計とする。 ①補助対象者数及び日程は、大会開催要項等に定める範囲内とする。選手以外で補助対象にできる者は、監督又は引率責任者のいずれか 1 人とする。ただし、小学生・中学生・高校生の選手派遣の場合は、監督及び引率責任者で 2 人以内とする。 ②旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によるものとし、大会の開催地の最寄の駅等までの実費をもって経費とする。 ③宿泊費は、伯耆町職員等の旅費の支給に関する規則（令和 7 年規則第 15 号）別表第 1 に定める額を越えない範囲で算出する。 ④大会要項等に定める参加費	2 分の 1 以内 ただし、補助限度額は下表のとおりとする。										
○全国大会等選手派遣事業補助金の補助限度額表												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助対象者の区分</th><th colspan="2">補助限度額</th></tr> <tr> <th>1 人 1 回当たりの 補助限度額</th><th>同一者への 年度内補助限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学生、高校生</td><td>上限なし</td><td rowspan="2">7 万円</td></tr> <tr> <td>小・中学生、高校生 以外の者</td><td> ・ 国内の大会 2 万円 ・ 国外の大会 5 万円 </td></tr> </tbody> </table>			補助対象者の区分	補助限度額		1 人 1 回当たりの 補助限度額	同一者への 年度内補助限度額	小・中学生、高校生	上限なし	7 万円	小・中学生、高校生 以外の者	・ 国内の大会 2 万円 ・ 国外の大会 5 万円
補助対象者の区分	補助限度額											
	1 人 1 回当たりの 補助限度額	同一者への 年度内補助限度額										
小・中学生、高校生	上限なし	7 万円										
小・中学生、高校生 以外の者	・ 国内の大会 2 万円 ・ 国外の大会 5 万円											

様式第 1 号 （第 5 条関係）

スポーツ（ 団体活動 ・ 選手強化 ） 支援事業計画書

団体名	
代表者氏名	
	連絡先（ ） ー

種 目	
事業名	
事業目的	
開催日又は期間	
会 場	
事業内容 注意：できるだけ詳細に 記載してください。	

＊開催要項を添付してください。

様式第2号 (第5条関係)

スポーツ（団体活動・選手強化）支援事業収支予算書

【収入の部】

単位：円

区 分	金 額	摘 要
収入合計 A		

【支出の部】補助対象経費についてのみ記載すること。

単位：円

区 分	細 目	金 額	摘 要
支出合計（B）			

収支差額 (A) - (B) = 円

様式第3号 (第7条関係)

スポーツ (団体活動 ・ 選手強化) 支援事業報告書

団体名	
代表者氏名	連絡先 () —

種 目	
事業名	
事業目的	
開催日又は期間	
会 場	
事業実績 注意：できるだけ詳細に 記載してください。	
事業効果	

* 事業実施状況等の写真及び関係資料を添付してください。

様式第4号 (第7条関係)

スポーツ選手強化支援事業収支決算書

【収入の部】

単位：円

区 分	金 額	摘 要
収入合計 A		

【支出の部】補助対象経費についてのみ記載すること。

単位：円

区 分	細 目	金 額	摘 要
支出合計（B）			

収支差額 (A) - (B) = 円

*明細書及び領収書（写）を添付してください。

様式第5号 (第7条関係)

全国大会等選手派遣支援事業報告書

団体名又は個人名	連絡先 () —
代表者 (団体) ※上記個人が未成年者 の場合は保護者氏名	連絡先 () —

種 目	
大 会 名	
開催日又は期間	
会 場	
大会成績	

＊次の書類を添付してください。

- ・大会結果一覧表
- ・各種領収書 (写)
- ・補助対象者の現地写真